

保険・年金 フォーカス

インドの保険監督規制を巡る動向 —IRDAI による一連の改革の状況(その3)—

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

インドの保険監督当局である IRDAI (Insurance Regulatory and Development Authority of India インド保険規制開発局) は、2022 年 3 月 14 日に、新しい長官として、Shri Debasish Panda 氏を迎えたが、その後 IRDAI は新長官の下で、数多くの規制改革の動きを推進してきている。

Shri Debasish Panda 氏の長官就任後の IRDAI における規制改革等の動きについては、2022 年 11 月に 2 回の[保険年金フォーカス](#)で報告したが、今回はそこで報告した内容のその後の進展を含めた最近の動向について、その概略を報告する。なお、IRDAI は、数多くの規制改革等の提案を行い、それを着実に実施してきているが、今回の報告も前回のレポートと同様に、それらの全てを網羅しているわけではないことを申し述べておく。

2—アポイントド・アクチュアリーのための新しい規則、アクチュアリーの要件

IRDAI は、2022 年 12 月 13 日に、アポイントド・アクチュアリー (Appointed Actuary (AA)) のための現行の規則を改正する新しい規則「2022 年 IRDAI (アポイントド・アクチュアリー) 規則」を公表¹し (通知は 12 月 5 日付)、また、2023 年 1 月 10 日には、この規制に関する通達ということで、保険会社が雇用するアクチュアリーに関する要件を設定している通達「Cir. No: IRDAI/ACTL/CIR/MISC/4/1/2023」を公表²し、直ちに発効している。

このうちの前者については、2022 年 6 月 3 日に公表された公開草案の内容について、前回の保険年金フォーカス「[インドの保険監督規制を巡る動向—IRDAI による一連の改革の状況\(その2\)—](#)」(2022.11.15) (以下、「前回のレポート」という) で報告した。最終的な規則もこれに沿ったものなので、その具体的な内容については、前回のレポートを参照していただくことにして、ここでは後者の内容を報告する。

¹ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1629979>

² <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1717447>

通達は、①アポイントド・アクチュアリーを選任の申請、②保険者の義務、③既存のアポイントド・アクチュアリー、で構成されているが、このうちの「②保険者の義務」については、以下の内容が規定されている。

- ・生命保険会社は、2023年12月31日までに、価格設定と評価の目的で、アポイントド・アクチュアリーに加えて、少なくとも2人のアクチュアリーを配置しなければならない。
- ・損害保険会社、単独健康保険会社及び再保険会社は、2024年12月31日までに、価格設定及び評価を目的として、アポイントド・アクチュアリーに加えて、少なくとも1人のアクチュアリーを配置しなければならない。
- ・新しい保険会社／再保険会社は、登録証明書の発行日から2年間、これらの要件を免除される。

3—保険仲介業者に関する規則

IRDAI は、2022年12月8日に、見込み客と保険契約者が保険を購入する際により広いアクセスを持つことを可能にするオープンアーキテクチャを促進し、国の隅々まで保険の範囲を拡大するために、現行の規則を改正する新たな「2022年 IRDAI（保険仲介業者）規則」を公表³した（通知は12月5日付）。

これらの改正のポイントは、以下の通りとなる。

- ・法人代理店の保険会社との提携の上限を、従来の保険の各カテゴリ3つから、保険の各カテゴリ9つに引き上げる。これにより、生命保険・損害保険・健康保険を取り扱う法人代理店は、最大で27の保険会社の商品を販売できるようになる。
- ・保険販売会社（Insurance Marketing Firms : IMF）の保険会社との提携の上限を、既存の各保険カテゴリ2つから各保険カテゴリ6つに引き上げる。

なお、草案段階で提案されていた「法人代理店（損害保険）が、全ての保険を合わせたリスク当たり5千万ルピーを超えない保険金額の商品の商用ラインをカバーする制限の撤廃」については、撤回されている。

具体的には、以下の通りとなっている。

1. 「2015年 IRDAI（法人代理店の登録）規則」の改正

生命保険会社、損害保険会社及び健康保険会社の保険商品の募集、獲得及び役務の提供を目的とする法人代理店の登録について、次のとおり定める。

- (a)法人代理店（生命保険）は、最大9社の生命保険会社と契約を結び、保険商品の募集、獲得、サービスを行うことができる。
- (b)法人代理店（損害保険）は、最大9社の損害保険会社との間で募集に関する取決めを行い、保険商品を獲得し、サービスを提供することができる。さらに法人代理店（損害保険）は、損害保険商品のリテールラインと、そのような保険会社の商業ラインの募集、獲得、サービスを行うものとし、

³ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1629328>

これらの保険会社の総保険金額は、全ての保険を合わせてリスク当たり 5 千万ルピーを超えないものとする。

(c) 法人代理店（健康保険）は、最大 9 社の健康保険会社と契約を結び、保険商品の募集、獲得、サービスを行うことができる。

(d) 法人代理店（総合）の場合、(a) から (c) までに定める条件については、生命保険会社、損害保険会社及び健康保険会社との取決めの総数がいずれの時点においても 27 を超えないことを条件として、(a)、(b) 及び (c) に定める限度を超えて保険者と取決めを行うことができる

2. 「2015 年 IRDAI（保険販売会社の登録）規制」の改正

保険販売会社（IMF）は、当局への通知の下で、いつでも最大 6 つの生命保険会社、6 つの損害保険会社、及び 6 つの健康保険会社の保険商品を勧誘及び獲得する目的で、保険販売員（ISP）を雇用するものとする。

ただし、保険会社との契約の変更は、保険販売会社と保険会社の間で締結された契約の条件に準拠するものとし、契約の解約／終了／中断が発生した場合に、当該保険会社が既存の保険契約者にサービスを提供するための適切な取り決めを伴うものとする。

保険販売会社は、保険会社との契約におけるそのような変更について、代表して、当局によって指定された形式で、当局に通知するものとする。

なお、保険販売会社の業務領域について、「地域」は、保険販売会社の登録が有効である州をいい、登録された保険販売会社は、登録が有効である州内の全ての地区で営業することができる。

4—その他の形態の資本(OFC)の発行に関する規則

IRDAI は、2022 年 12 月 14 日に、保険会社による「その他の形態の資本 (Other Forms of Capital : OFC)」の発行に関する現在の規制を見直した新しい規則「2022 年 IRDAI（その他の形態の資本）規則」を公表⁴した（通知は 12 月 5 日付）。

主な項目を挙げると、以下の通りとなっている。

- 外国ポートフォリオ投資家（FPI）を含む外国人投資家は、インドの保険会社が発行する優先株式及び劣後債に投資することが認められる。ただし、外国機関投資家（FII）及び外国ポートフォリオ投資家（FPI）を含む外国人投資家による 2 種類の商品（優先株式及び劣後債）への投資額は、外国為替管理法（FEMA）で指定された上限を超えることはできない。
- 保険者は、劣後債をインド証券取引所にのみ上場することが認められる。
- 保険会社が OFC ソースを引き上げることができる上限の改訂（払込済株式資本と有価証券プレミアムの総額の 50%、又は純資産の 50%、の低い額）
- 保険会社の取締役会は、規則の順守を保証する責任を負う。

さらには、

- 保険会社は、「プットオプション」付きの優先株式又は劣後債を発行することはできない。ただし、

⁴ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1630370>

保険会社は、一定の条件を満たすことを条件として、「コールオプション」付きの商品を発行することができる。

- ・国内の保険会社は、他の保険会社が発行する優先株や劣後債にも投資できる。ただし、共通のプロモーターを持つ別の保険会社の「その他の形態の資本」には投資できない。

具体的には、例えば以下の通りに規定（抜粋）されている。

「その他の形態の資本」の資格

3. 優先株式資本又は劣後債は、以下の全ての基準を満たすものが「その他の形態の資本」に適格となる。
 - i. 払込済：商品が発行され、全額現金で払い込まれたものでなければならない。
 - ii. 債権の優先順位：債権の優先順位は、次の順序による。
 - a) 優先株主：優先株主の請求権は、持分株主の請求権に優先するが、保険契約者及び全ての債権者の請求権に劣後する。
 - b) 劣後債権者：劣後債権者の債権は、優先株主、持分株主の順に優先するが、保険契約者及び全ての債権者の債権に劣後する。
 - c) 保険契約者の債権は、常に全ての債権者の債権に優先する。
 - iii. 担保：本規則に基づいて発行された証書は、保険者の保証又は保険者の保険契約者及び債権者の債権に対する債権の優先性を法的に高めるその他の取決めによって担保されたり、カバーされたりしてはならない。
 - iv. 満期期間：本規則に基づき保険者が発行する証券の満期期間は、以下の通りとする。
 - a) 優先株式資本：満期・償還期間は、(i)生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社については10年、(ii)健康保険会社の場合は7年、を下回らない。
 - b) 劣後債務：劣後債務の発行が永久であるか又は満期・償還期間が次のいずれかを下回らない。
 - (i)生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社は10年、(ii)健康保険会社は7年

「その他の形態の資本」の発行条件

4. 「その他の形態の資本」の発行は、以下の条件を満たすことを条件とする。
 - i. 全ての商品は、非交換可能、全額払込済、無担保でなければならない。
 - ii. 外国機関投資家又は外国ポートフォリオ投資家を含む外国投資家による当該商品への投資は、次の通りとする。
 - a FII 及び FPI を含む全ての外国投資家による投資総額は、1999年 FEMA 法、規則又はこれに基づくその他の規定に定める限度額を超えてはならない。
 - b FII 及び FPI を含む外国投資家に対する優先株式及び劣後債の発行は、適用される可能性のある価格ガイドラインに準拠するものとする。
 - c 上記の証券の発行に関して、インド証券取引委員会 (SEBI) /その他の規制当局が定める条件がある場合は、それに準拠するものとする。
 - d インド準備金銀行 (RBI) が発する全ての指示、通知、命令等の遵守

e FDIに関する中央政府の指示・指示の遵守

f 保険者は、劣後債をインド証券取引所にのみ上場することが認められる。

iii. 保険者は、優先株主及び劣後債の保有者に対して、商品の早期償還のためのインセンティブを支払うことはできない。

iv. 優先株主に支払う配当の割合／劣後債権者に支払う利子の割合は、固定相場制と変動相場制がある。当該利率は、市場が決定するルピー金利を基準とする。

v. 劣後債務の利子は損益計算書に計上し、優先株式の配当は株主の分配可能利益から支払う。

vi. 保険者のソルベンシーは、少なくともソルベンシー管理水準にとどまるものとする。

vii. 優先株式に対する配当の消却又は劣後債の償還が行われない場合には、出資者への配当を除き、保険者に対する制限は行わない。

viii. 保険者は、会社法及び適用される可能性のある他の全ての規定を含むがこれに限定されない、全ての規制要件の遵守を確保しなければならない。

ix. 当局が随時定めるその他の条件

事前承認

5. 各会計年度の優先株式配当金の支払いや劣後債務の利子については、以下の場合には、事前に当局の承認を必要とする。

i. ソルベンシーが最低ソルベンシー管理レベルを下回っている。

ii. これらの発生又は支払いの影響により、ソルベンシー管理レベルが当局の定める規制要件を下回るか、下回る状態が続くことになる。

iii. 利息の発生又は支払の影響により純損失となるか、純損失が増加する。

その他の形態の資本の限度額

14. その他の形態の資本に基づく金融商品の合計は、いかなる時点においても、次のいずれか低い値でなければならない。

i. 保険者の払込済み株式資本及び証券プレミアムの 50%

ii. 保険者の純資産の 50%

5—インドの保険会社の登録規則

IRDAI は、2022 年 12 月 12 日に、ビジネスのしやすさを促進し、インドにおける保険会社の設立プロセスを簡素化することにより、保険部門の成長を促進することを目的として、新しい規則「2022 年 IRDAI（インドの保険会社の登録）規則」を公表⁵した（通知は 12 月 5 日付）。

これによる主な改正は、以下の通りとなっている。

1. プライベートエクイティ（PE）ファンドでは、特別目的会社（SPV）を通じた投資がオプションとなり、保険会社に直接投資できるようになり、柔軟性が増す。

⁵ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1629795>

2. (一定の条件付きで) 子会社も保険会社のプロモーターとなることが認められる。
3. 単一投資家による払込資本金の 25% (全ての投資家全体で 50%) までの投資は「投資家」として扱われ、それ以上の投資はプロモーターとしてのみ扱われるようになる (以前は個人投資家が 10%、全体で 25%が基準だった)。
4. 新たな規定が導入され、保険会社が過去 5 年間の十分なソルベンシーの実績を有し、上場企業であることを条件として、プロモーターは出資比率を最大 26%まで希薄化することができる。
5. 投資家とプロモーターの「フィット&プロパー」判断の目安が含められた。
6. 投資家とプロモーターの投資のロックイン期間は、保険会社の設立からの年数を基準に定められる。

6—規制サンドボックスの変更

IRDAI は、2022 年 12 月 14 日に、現行の規則を改正する新しい規則「2022 年 IRDAI (規制サンドボックス) 規則」を公表⁶した (通知は 12 月 5 日付)。

規制サンドボックスは、会社が管理された規制環境で革新的な商品や技術等をテストできるようにするためのテスト環境を提供するフレームワークであり、業界のイノベーションと技術的解決を促進する。

今回の改正では、保険者/仲介者が実験期間を「6 ヶ月」から「最大 36 ヶ月」に延長し、既存のバッチ方式 (コホートアプローチ) のクリアランス/承認から、継続ベースのクリアランス/承認に移行することで、継続的に実験を行うことを可能にしている。また、サンドボックス下で拒否された申請を審査する規定も導入された。

7—ソルベンシー基準

1. 損害保険会社

IRDAI は、2022 年 12 月 14 日に、現行の規則を改正する新しい規則「2022 年 IRDAI (損害保険事業の資産・負債・ソルベンシーマージン) 規則」を公表⁷した (通知は 12 月 5 日付)。

これにより、保険会社が資本とリソースを効率的に活用し、農作物保険の保険普及率を高めることを目的として、ソルベンシーポジションの計算のために州/中央政府の保険料を考慮する期間が 180 日から 365 日に延長された。作物保険に関連するソルベンシー係数も 0.70 から 0.50 に引き下げられ、これにより保険会社の資本要件が約 146 億ルピー解放される。

2. 生命保険会社

IRDAI は、2022 年 12 月 13 日に、現行の規則を改正する新しい規則「2022 年 IRDAI (生命保険事業の保険数理報告と要約) 規則」を公表⁸した (通知は 12 月 5 日付)。

これにより、生命保険会社が資本を効率的に活用できるようにするため、規制で定められているソ

⁶ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1630163>

⁷ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1629887>

⁸ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1630071>

ルベンシーの計算要素が次のように変更される。

- i. ユニットリンク契約（保証なし）の場合－0.80%から 0.60%に引き下げ
 - ii. PMJJBY⁹の場合－0.10%から 0.05%に引き下げ
- これらにより、約 200 億ルピーの資本要件が緩和される。

8—クロスボーダー再保険会社(CBR)に対するファイル参照番号(FRN)の発行に関するガイドライン

IRDAI は、2023 年 1 月 3 日に、以下の内容のガイドラインを公表¹⁰している。

1 | ガイドラインの背景等

十分に発達した再保険市場が利用可能であることにより、保険契約者が合理的な価格で保険商品を利用できることが保証される。クロスボーダー再保険会社(CBR)は、保険会社に再保険のサポート／キャパシティを提供する再保険市場において重要な役割を果たしている。保険会社は、CBR と契約を行う前に、CBR が「2018 年 IRDAI (再保険) 規則」に基づく格付け要件を満たし、ファイル参照番号(FRN)を保有していることを確認しなければならない。現在、そのような FRN は当局によって毎年割り当てられている。

IRDAI は、損害保険会社及び再保険会社に関するタスクフォース及びビジネスのしやすさに関するワーキンググループからのフィードバック及びインプットを検討した結果、CBR に関する規制プロセスの合理化を図る観点から、一定の要件を満たす CBR を対象として、保険会社自身による FRN の自動更新を認めることとしている。

2 | 具体的内容

A. 新規 FRN の申請

- ・現行の規制に基づく適格基準を満たす CBR は「適格 CBR」としての資格を得る。適格基準を満たさない CBR は「非適格 CBR」とみなされる。
- ・CBR で再保険業務を行うことを希望する保険者は、「適格 CBR」又は「非適格 CBR」のいずれかのカテゴリに属する CBR に FRN を割り当てるために、当局にオンライン申請を行う。
- ・当局は、CBR に FRN を割り当てる一方で、必要に応じて、そのような申請の処理のために他の要件を引き上げることができる。保険会社による提出物の審査の後、当局は、システムによって生成された FRN を CBR に割り当てる。
- ・CBR への FRN 割り当ての申請は、現行の規則に従い、保険者の再保険プログラムに見合ったものでなければならない。

B. FRN の更新申請

保険会社は、自動更新の資格を有する CBR に対して、独自に FRN を生成することができる。自

⁹ PMJJBY (Pradhan Mantri Jeevan Jyoti Beema Yojana) は、18 歳から 50 歳までの貯蓄口座保有者に対して、低コストで保険を提供する制度。

¹⁰ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1640570>

動更新の資格を有しない CBR は、年単位で FRN を取得しなければならない。

自動更新機能は、CBR の 3 会計年度連続で利用できる。3 会計年度が経過すると、保険会社は CBR ポータルを通じて新規申請を提出する必要がある。

自動更新の資格を有しない CBR は、毎年 FRN を更新しなければならない。

C. 総則

- いかなる保険者も、有効な FRN なしに CBR と再保険業務を行ってはならない。
- 当局は、CBR に国別の FRN を割り当てることができる。
- 2023-24 年度以降は自動更新の設備が利用可能となる。
- FRN が特定の CBR に割り当てられた後は、他の保険会社が当該 CBR に再保険業務を委託する際に使用するものとする。
- 保険者は、再保険業務を CBR（有効な FRN を有する者）に委託する一方で、CBR が現行の規則に定める適格条件を満たすことを保証する責任を単独で負う。
- 保険者は、「適格でない」CBR との間で行われた全ての再保険契約の募集を、その承認／批准のために取締役会に提出するものとする。また、15 日以内に当該決議の認証謄本を当局に提出するものとする。
- 保険者は、会計年度開始から 30 日以内に、全ての再保険契約が適格基準に適合する CBR 又は本ガイドラインに規定された CBR に対して行われたことを確認する適合証明書を当局に提出しなければならない。この証明書は、「2018 年 IRDAI（再保険）規則」の 3(A) (c)に基づいて行われる必要のある提出とともに当局に提出される。
- 本ガイドラインに記載されている事項にかかわらず、保険者は、1938 年保険法及び当局が随時発行するその他の適用規制を遵守するものとする。

9—ソプリンググリーンボンドの分類

IRDAI は、2023 年 1 月 13 日に公表した通達¹¹で以下のように述べている。

経済の炭素集約度を削減する目的と、気候変動、緩和、適応、金融、環境保全に関連する 2015 年パリ気候変動合意の下での国家が決定する貢献（NDC）を達成するための措置として、インド政府はソプリンググリーンボンド（SGrBs）を 2022-23 年度予算で発行することを提案している¹²。

また、保険会社のインフラ投資ポートフォリオの分散・集中を図る目的や、環境・社会・ガバナンス（ESG）への参画、持続可能な開発や環境悪化防止への積極的な参画の観点から、ソプリンググリーンボンドへの投資を検討するように促している。

ソプリンググリーンボンドへの投資は、「インフラ投資」として取り扱われ、「中央政府証券」に区分される。

¹¹ <https://irdai.gov.in/web/guest/document-detail?documentId=1836032>

¹² インド政府は、2022-23 年度に初のソプリンググリーンボンドの発行を通じて、1600 億ルピー（19 億 6000 万ドル）の調達を計画している。インド準備銀行は、1 月 25 日のオークションで、5 年物及び 10 年物のグリーンボンドをそれぞれ 400 億ルピー（4.9 億ドル）売却した。この後 2 月 9 日にも、同様の売却が予定されている。

10—まとめ

以上、今回のレポートでは、Shri Debasish Panda 氏の長官就任後の IRDAI の規制改革等の動きについて報告した、2022 年 11 月の 2 回の保険年金フォーカス以降のその後の進展を含めた最近の動向について、IRDAI の公表資料に基づいて、報告してきた。

急速に発展しているインドの保険市場ではあるが、さらなる発展のために、新たな規制の策定や既存の規制の緩和・見直し等が求められている。IRDAI のイニシアティブは、現在 4.2%となっている保険普及率（＝対 GDP 保険料比率）を 2027 年までに 8～10%とすることを目指している。これらを通じて、インドは今後 10 年で、保険料収入規模において世界第 6 位の保険市場になることが想定されている。

新たな長官の下での IRDAI による保険規制改革の動きは、インドの保険市場に興味・関心を有する関係者にとって極めて注目度の高い事項である。

今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上